

# 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人向け 役員賠償責任保険 団体制度のご案内

2017 年 4 月施行の改正社会福祉法により、社会福祉法人の役員（理事・監事、評議員等）は、株式会社における役員等や社団法人・財団法人における役員等と同様に、業務遂行上、さまざまな義務・責任を負うこととなりました。

社会福祉法人の役員が行う日々の経営判断や役員としての業務は、訴訟リスクと常に隣り合わせであることから、訴訟により、役員個人に対して損害賠償請求がなされた場合には、役員個人の財産が危険にさらされる可能性があります。

このような状況にあって予測が困難な訴訟リスクに備えるために、役員個人を補償するための保険として「公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人向け役員賠償責任保険」団体制度を発足させていただきましたので、ご案内させていただきます。

ぜひこの機会にご加入をご検討ください。

契約者	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
ご加入者	同協会会員の社会福祉法人
被保険者	ご加入社会福祉法人のすべての役員（理事・監事・評議員） 管理職員補償特約（オプション）をセットすることにより、 施設長等（施設長およびそれに準ずる者）を追加することができます
保険期間	平成 29 年 4 月 1 日午前 0 時～平成 30 年 4 月 1 日午後 4 時

**申込締切日：平成 29 年 3 月 17 日（金）**

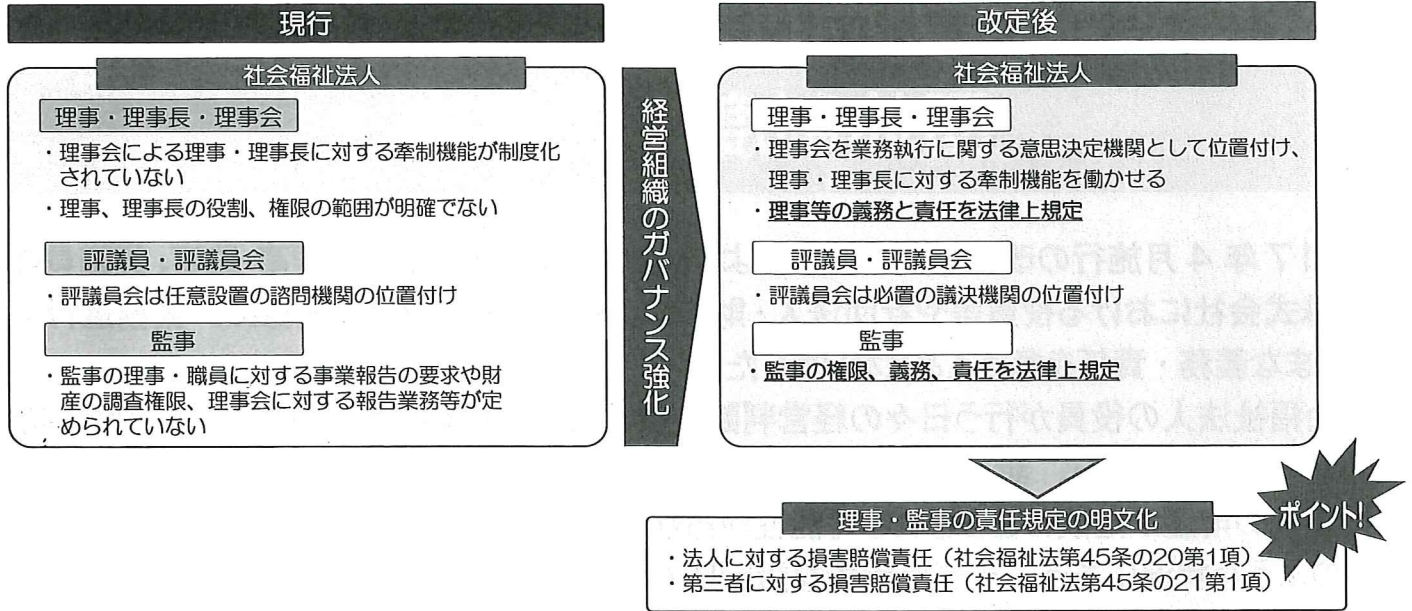
※中途加入につきましても、随時受け付けております。



# 1. 社会福祉法の改正について

2017年4月施行の改正社会福祉法により、社会福祉法人の役員等は、株式会社における役員等や社団法人・財団法人における役員等と同様に、業務遂行上、さまざまな義務・責任を負うこととなりました。  
(役員等の損害賠償責任が明確化されました)。

## ■社会福祉法の改正概要

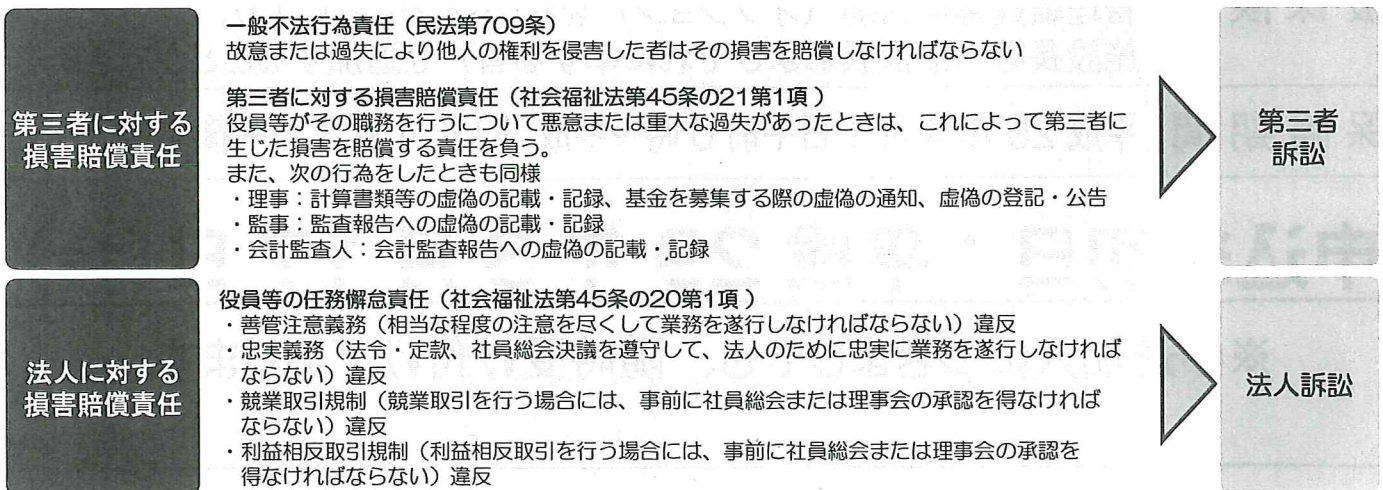


# 2. 社会福祉法人の役員の実責任

社会福祉法人の役員には、「**第三者に対する損害賠償責任**」と「**法人に対する損害賠償責任**」を負うリスクがあります。

法人の役員等(理事、監事もしくは会計監査人または評議員)は、業務遂行上、さまざまな義務・責任を負っています。職務遂行に起因して悪意または重大な過失により第三者に損害を与えた場合には第三者に対して損害賠償責任を負います。

また、業務遂行上のさまざまな義務に違反して法人に損害を与えた場合も、法人に対して損害賠償責任を負います。



●損害賠償請求がなされる（訴えられる）のは実際に行為を行った役員だけではありません。他の役員も「監督・監視義務違反」を理由として連帯して責任を負うことがあります。



### 3. 制度の仕組み

契約条件は次のとおりとなります。

区分		内容	備考
被保険者		記名法人のすべての役員（理事、監事）および評議員、管理職員補償特約（オプション）をセットすることにより施設長等（施設長およびそれに準ずる者）（※）を追加することができます。	・既に退任している役員もしくは期間中に新たに役員となられた方またはこれらの方の相続人も補償されます。
保険契約者（記名法人）		貴法人	・貴法人自身に対する損害賠償請求は補償されません。
適用地域		全世界	
先行行為		初年度契約の始期日以前の行為も補償	・先行行為補償特約（自動セット）により補償
支払限度額		0.5, 1, 2, 3, 5億円のいずれかから選択	・支払限度額は5パターンから選択いただけます。
自己負担	免責金額	なし	・損害額が、支払限度額の範囲内であれば、免責金額（自己負担額）はありません。
	縮小支払割合	100%	
補償対象	第三者訴訟	補償	・「会社訴訟補償特約」をセットすることにより補償されます。 ・保険料は役員個人の負担となります。 ・精神的苦痛（慰謝料）に対する損害賠償請求は補償されません。 ・法人に対する損害賠償請求の補償も含め、雇用慣行リスクについて専用商品「雇用慣行賠償責任保険」を用意しております。別途お問い合わせください。
	法人訴訟	特約により補償	
	雇用慣行	一部補償	
	知的財産権	補償	

（※）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の13（理事会の権限等）第4項第3号に規定する重要な役割を担う職員

### 4-1. 役員賠償責任保険の概要

役員としての業務につき、行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、役員個人が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を補償します。

- 役員個人に対する経済的損失についての損害賠償請求を補償します。対人・対物事故や精神的苦痛に対する損害賠償請求や法人に対する損害賠償請求はこの保険の対象となりません（※）。  
（※）対人・対物事故等についての損害賠償請求は、法人のほか役員・職員等に対するものも含めて、「自賠償保険・自動車保険」、「介護保険・社会福祉事業者総合保険」、「雇用慣行賠償責任保険」などによるお引受けとなります。
- 対象となる損害賠償請求は、訴訟であることを要しません。「いいがかり」のような損害賠償請求についても、弁護士報酬などの争訟費用を保険金としてお支払いします。

訴訟類型	概要	補償内容	
		役員勝訴	役員敗訴
第三者訴訟	社会福祉法人の役員等が職務を行うにあたって悪意・重過失によって第三者に損害を与えた場合に、社会福祉法第45条の21第1項（役員等の第三者に対する損害賠償責任）、または民法第709条（不法行為による損害賠償）等を根拠として第三者が損害賠償を求める訴えを提起するもの	普通保険約款で補償 争訟費用	普通保険約款で補償 損害賠償金 + 争訟費用
法人訴訟	社会福祉法人の役員等（理事、監事もしくは会計監査人または評議員）が善管注意義務や忠実義務に違反し社会福祉法人に損害を与えた場合に、社会福祉法第45条の20第1項（役員等の社会福祉法人に対する損害賠償責任）を根拠として社会福祉法人が損害賠償を求める訴えを提起するもの	オプション特約（会社訴訟補償特約）で補償 争訟費用	オプション特約（会社訴訟補償特約）で補償 損害賠償金 + 争訟費用

#### ◆オプション特約◆

特約名	内容
コンサルティング費用補償特約	日本国内において、損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況を引受保険会社に通知し損害賠償請求がなされたときみなされる場合に、その影響を最小化する対策などをコンサルティング業者からの支援、指導または助言業務を受けたときに、記名法人または役員（※）が負担するコンサルティング費用、コンサルティング実施費用を補償します。 （※）この特約は、記名法人も被保険者になります（記名法人に対しても保険金をお支払いします）。
特約名	内容
管理職員補償特約	記名法人のすべての役員（理事、監事）および評議員に加えて、理事会で選任された施設長等（施設長およびそれに準ずる者）（*）を被保険者に追加します。 （*）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の13（理事会の権限等）第4項第3号に規定する重要な役割を担う職員



## 4-2. 役員賠償責任保険のおすすめポイント

平成29年4月1日の改正社会福祉法施行により、役員等の損害賠償責任が明確化

- ①万が一、損害賠償請求が発生した場合、役員の個人資産を守りましょう!!
- ②ある役員に損害賠償請求があった場合、当該役員に対する監督・監視義務を怠ったとして、他の役員が賠償請求される場合が多々ありますが、その際も補償されます!!
- ③善意・低報酬で役員・評議員に就任頂いている方も多いためとお聞きしますが、この保険付保により安心して就任頂けます!!
- ④しかも、保険料負担は法人です!! (会社訴訟補償特約については、利益相反の観点から、役員の個人負担)
- ⑤また、いいがかり的な損害賠償請求も増えていますが、その際の争訟費用も補償します!!
- ⑥さらに、損害賠償請求がなされる前(苦情が入った場合)での弁護士との相談費用等も補償します!!  
(自動セットの初期・訴訟対応費用補償特約)
- ⑦オプション「会社訴訟補償特約」により、「法人からの役員への損害賠償請求」にも対応します!!

## 5. 想定される事故例

### ■ 役員等に対する損害賠償リスクの事例（第三者からの損害賠償請求）

第三者からの損害賠償請求は「いいがかり」的なものも多く想定されるため、全てのリスクを予測することは困難です。

#### その1 「利用者およびその家族」からの損害賠償請求例

利用者に対してサービスを提供したが、当初の契約どおりのサービスとなっていなかった。利用者から実際に支払った料金と提供されたサービスの対価の差額について、サービス業務の責任者である理事に対し、損害賠償請求がなされた。

#### その2 「取引先（納品業者等）」からの損害賠償請求例

取引先の給食業者に対して、新設予定の施設・事業所での給食の納入契約を行う意思を示し、強い期待感を抱かせたが、結果として契約締結には至らなかった。給食業者は工場を増設し社員も増やし生産体制を整えていたため損失を被った。給食業者からこれらの損失について、理事長その他理事に対し、損害賠償請求がなされた。

#### その3 「行政（国・地方自治体）」からの損害賠償請求例

施設・事業所の理事が3億円の横領事件を起こした。経営の維持が困難となることが判明したため、行政はやむなく建て直し資金2億円を投入した。行政からその経済的損失について、横領した理事のほか、その監督責任を問うべく、理事長その他理事および監事に対して、損害賠償請求がなされた。

#### その4 「近隣住民」からの損害賠償請求例

施設・事業所の運営に伴い騒音が生じることは避けたいが、ある近隣住民から「騒音がひどい」という苦情を受けた。理事長は率先して改善策を講じてきたが、同住民は結局引っ越した。同住民からその引越費用について、理事長に対し損害賠償請求がなされた。



## ■ 役員等に対する損害賠償リスクの事例（法人から役員への損害賠償請求）

### その1 「職員の横領事件」を見抜けなかった役員への損害賠償請求例

日頃から現金・預金の管理を任せていた A 職員が、ある時から出勤しなくなり行方不明となった。法人が預金残高を確認したところ、数千万円に及ぶ定期預金が引き出されていた。A 職員は預金通帳・印鑑も 1 人で管理し、さらには残高証明書も偽造して 10 年近くにわたって横領を繰り返していたが、この間法人の理事、理事会さらには監事も誰も見抜くことができなかった。本件につき、行政より法人としての是正を求められたことにより、法人は担当理事を含む役員全員へ善管注意義務への任務懈怠責任を問い損害賠償を請求した。

### その2 「助成金の不正受給・目的外使用」を繰り返していた役員への損害賠償請求例

国等から受給した助成金を数年間にわたり不正に受給したうえに、目的外に使用していた事実が発覚。不正受給分および目的外使用していた数千万円について、当該社会福祉法人が全額を国等に返還した。また、法人が負担した数千万円については、不適切な受給に関わった理事長や業務執行理事の一部に弁済を求める以外にも、各機関の善管注意義務違反を理由に、その他理事や監事にも弁済を求めることとした（当該社会福祉法人から役員への損害賠償請求がなされた）。

## 6. 支払限度額（1 事故・期間中）と年間保険料

基本部分	支払限度額	事業収入 3 億円以下		事業収入 3 億円超 10 億円以下		事業収入 10 億円超 50 億円以下		事業収入 50 億円超 100 億円以下	
	5,000 万円	54,000 円	(56,700 円)	59,400 円	(62,370 円)	70,200 円	(73,710 円)	77,400 円	(81,270 円)
	1 億円	66,600 円	(69,930 円)	87,300 円	(91,670 円)	102,600 円	(107,730 円)	113,400 円	(119,070 円)
	2 億円	88,200 円	(92,610 円)	115,200 円	(120,960 円)	135,000 円	(141,750 円)	149,400 円	(156,870 円)
	3 億円	100,800 円	(105,840 円)	131,400 円	(137,970 円)	154,800 円	(162,540 円)	170,100 円	(178,610 円)
	5 億円	116,100 円	(121,910 円)	152,100 円	(159,710 円)	179,100 円	(188,060 円)	197,100 円	(206,960 円)

### 〈オプション特約〉

会社訴訟 補償特約	支払限度額	事業収入 3 億円以下		事業収入 3 億円超 10 億円以下		事業収入 10 億円超 50 億円以下		事業収入 50 億円超 100 億円以下	
	5,000 万円	6,300 円	(6,620 円)	6,300 円	(6,620 円)	8,100 円	(8,510 円)	9,000 円	(9,450 円)
	1 億円	7,200 円	(7,560 円)	9,900 円	(10,400 円)	11,700 円	(12,290 円)	12,600 円	(13,230 円)
	2 億円	9,900 円	(10,400 円)	12,600 円	(13,230 円)	15,300 円	(16,070 円)	16,200 円	(17,010 円)
	3 億円	10,800 円	(11,340 円)	14,400 円	(15,120 円)	17,100 円	(17,960 円)	18,900 円	(19,850 円)
	5 億円	12,600 円	(13,230 円)	17,100 円	(17,960 円)	19,800 円	(20,790 円)	21,600 円	(22,680 円)

コンサルティング 費用補償特約	支払限度額	事業収入 3 億円以下		事業収入 3 億円超 10 億円以下		事業収入 10 億円超 50 億円以下		事業収入 50 億円超 100 億円以下	
	1,000 万円	3,600 円	(3,780 円)	4,500 円	(4,730 円)	5,400 円	(5,670 円)	6,300 円	(6,620 円)

\* ( ) 内は管理職員補償特約ありの場合の保険料

保険料の算出(お見積り)にあたっては、事業活動収入(※1)を確認させていただきます。  
ご契約に際しては加入申込票のほか、所定の告知事項申告書(※2)をご提出いただきます。

(※1) 事業活動収入は、直近の事業活動計算書(第2号の1様式)の『サービス活動収益計(1)』により確認します。ホームページ等で公開されている場合は、そのアドレス(URL)をお知らせください。

(※2) 次のような項目(告知事項申告書において確認させていただきます)に該当する場合には、この保険によるお引受けはできません。

- ・直近決算において債務超過(純資産がマイナス)となっている場合
- ・役員に対して、過去(10年間)または現在係争中の損害賠償請求がある場合
- ・役員に対して、損害賠償請求に至るかもしれない行為、過失または懈怠がある場合(損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知っている場合〔普通保険約款第26条(損害賠償請求等の通知)〕を含みます。)等



## 7. お支払いする保険金について

お支払いする保険金は損害賠償金だけでなく、弁護士費用等の争訟費用も補償します。

### お支払いする 保険金

法人の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者である役員が被る次の損害に対して保険金をお支払いします。

- ・ 法律上の損害賠償金
- ・ 争訟費用（弁護士報酬、訴訟費用）

### 保険金の 算出方法

ご契約時に設定される保険期間中の支払限度額を限度として、損害額より免責金額(自己負担額)を差し引き縮小支払割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。

定型プランでは免責金額(自己負担額)なし、縮小支払割合100%ですので、保険期間中の支払限度額を限度として損害額の全額をお支払いします。

$$\text{支払保険金} = (\text{損害額} - \text{免責金額(自己負担額)}) \times \text{縮小支払割合} \leq \text{保険期間中の支払限度額}$$

○次のものは保険金の支払対象外となります。

- ・ 税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます）の加重された部分
- ・ 他人との損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償金
- ・ 争訟費用のうち、被保険者または職員の給与

○争訟費用は、引受保険会社が必要と認めたときは損害賠償請求の解決に先立ってお支払いします。

ただし、最終的に保険金をお支払いできない場合に該当し、この保険の対象にならない場合には、お支払いした金額を返還していただきます。

## 8. 保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことにより被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 被保険者が私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- (2) 被保険者の犯罪行為（刑を課せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます）に起因する損害賠償請求
- (3) 法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）行った行為に起因する損害賠償請求
- (4) 被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- (5) 被保険者が、公表されていない情報を利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- (6) 次のいずれかに該当する者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
  - ① 政治団体、公務員または取引先の会社役員、職員等（それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます）
  - ② 利益を供与することが違法とされるその他の者
- (7) 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求  
⇒自動セットの先行行為補償特約をセットすることにより補償いたします。
- (8) 初年度契約の保険期間の開始日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実  
に起因する損害賠償請求
- (9) この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- (10) この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (11) 汚染物質の排出、流出、溢(いっ)出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態もしくは汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請に起因する損害賠償請求
- (12) 直接的であると間接的であるとを問わず、核物質の危険性（放射性、毒性または爆発性を含みます）またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- (13) 身体の障害または精神的苦痛、財物の滅失・損傷・汚損または盗難、口頭または文書による誹謗・中傷または他人のプライバシーを侵害する人格権侵害に対する損害賠償請求
- (14) 保険手配の失敗に起因する損害賠償請求（保険契約の過誤に関する賠償請求補償対象外特約）

など

(注1) 上記(1)～(6)までは、それらの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用されます。また、該当する行為を行った役員以外には適用されません。

(注2) 上記(7)～(14)までは、それらの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。

(注3) 上記の他、特約によりお支払いできない場合があります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。



## 9. 重要事項説明

### ご加入の際にご確認ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。この補償内容の詳細につきましては、会社役員賠償責任保険普通保険約款・特約集をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 保険期間は2017年4月1日午前0時から2018年4月1日午後4時までの1年間です。
- この保険は公益財団法人日本知的障害者福祉協会を保険契約者とし、同協会会員施設・事業所を運営する法人を加入者とする会社役員賠償責任保険(D&O保険)の団体契約です。この保険の「普通保険約款・特約集」、「保険証券」は保険契約者(公益財団法人日本知的障害者福祉協会)に交付されます。
- 役員賠償責任保険(D&O保険)の正式名称は、会社役員賠償責任保険です。
- 保険契約者と被保険者(補償の対象となる方をいいます)が異なる場合は、被保険者の方にもここに記載したことがらをお伝えくださいますようお願いいたします。
- 保険会社は保険料を領収してはじめて保険金支払の責任を負うことになっておりますので、保険料は必ず払込期日までに払い込みください。
- ご契約手続きが完了した後、加入者証が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。加入者証がお手元に届きましたら内容をご確認のうえ、大切に保管してください。ご加入後に引受保険会社から確認の連絡をすることがあります。
- 損害保険契約者保護機構等について  
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する職員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)  
他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。  
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。  
補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

### ご加入後にご注意いただきたいこと

- 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。
  - ・ご契約時にご提出いただいた付属書類等の記載内容に変更が生じる場合
  - ・上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨を定められている事実が発生する場合  
あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと(※)がありますので、ご注意ください。  
(※) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と損害賠償請求との間に因果関係がある場合に限りです。
- その他、次のような事実が発生した場合には、普通保険約款に定めるところにしたがって、遅滞なく引受保険会社にお申し出ください。
  - ・保険契約者の住所を変更した場合
  - ・記名法人が第三者と合併する場合、または記名法人の資産のすべてを第三者に譲渡する場合
- 前記に該当しない場合でも、保険申込書記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- 加入者証は大切に保管してください。

### クーリング・オフ(契約申込みの撤回等)について

この保険は契約お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

### 万一、事故が発生した(損害賠償請求を受けた)場合

<損害賠償請求を受けた場合の手続き>

- この保険の対象となる損害が発生するおそれのある損害賠償請求を受けた、またはなされるおそれのある状況を知った場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<示談にあたって>

- この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

# 10. ご加入手続きについて

## ①提出書類（記入方法およびご注意）

### 1. 加入申込票

- ・「加入申込日」「申込人（記名法人）」欄に必要事項を漏れなくご記入ください。
- ・保険料欄の金額の記入につきましてはP.5に掲載しております保険料表をご覧ください。
- ・各種オプション特約につきましては、ご加入を希望する補償項目にチェック（“○”）を入れてください。

### 2. 預金口座振替依頼書

- ・預金口座振替依頼書に保険料引落口座を記入し、金融機関届出印を押印してお送りください。

## ②提出期限・お支払いについて

預金口座からの振替による保険料のお支払いをご希望の場合、上記書類①②をお送りください。

また銀行振込・ゆうちょ払込票払いをご希望の場合、上記書類①をお送りください。

提出スケジュールは下記のとおりとなります。

### 1. 書類提出期限

- ・口座振替  
平成29年3月6日（月曜日）振替の場合→2月3日（金曜日）必着
- ・銀行振込、ゆうちょ払込票  
平成29年3月17日（金曜日）必着

### 2. お支払いについて

- ・口座振替の場合  
平成29年3月6日（月曜日）の振替となります。
- ・銀行振込、ゆうちょ払込票  
平成29年3月31日（金曜日）までに着金するようにお支払いください。

## ③申込、保険料に関するお問い合わせ（平成29年4月1日から補償開始の場合）

- ・取扱代理店にてご提出いただいた書類からお申込内容等を確認、平成29年度の年間保険料を算出し、各ご加入者様あてに「保険料請求書兼加入確認書」を作成し、お送りいたします。「保険料請求書兼加入確認書」の内容についてご質問のある場合につきましては、取扱代理店にお問い合わせください。お問い合わせがない場合につきましては「保険料請求書兼加入確認書」の内容をもって、平成29年度の補償内容の確定とさせていただきます。

平成29年4月2日以降のご加入をご希望の場合につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず【公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 会員様向け】「役員賠償責任保険(D&O 保険)のご案内」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

### お問い合わせ先

#### 【取扱幹事代理店】

#### 株式会社エヌシーアイ

住所：〒154-0017 東京都世田谷区世田谷3-3-3 グランドステータス世田谷2F

電話：03-3426-7757 FAX：03-3426-0707

#### 【引受保険会社】

#### あいおいニッセイ同和損害保険株式会社世田谷支社

住所：〒154-0023 東京都世田谷区若林1-19-6 スリーアップ1ビル